



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『インバウンドビジネス』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

7

2015 Vol.140

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成財産コンサルタンツ 相続税申告・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険・不動産・営業支援代理店業
- ◆ 九州相続センター <http://www.fzc-souzoku.com>
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です



7月は七夕の季節ですね。熊本はまだ梅雨明けまでしばらくかかりそうですが、それにしても九州方面は集中豪雨がすごくて、被害続出ですね。陣中お見舞い申し上げます。熊本本社前の道路は何度も大雨の為、道路が冠水して困っています。

さて今月は半年後に運用開始が迫った「**マイナンバー(社会保障・税番号)制度**」についてお話します。最近ネットでマイナンバーに関しての問い合わせがありました。

【問い合わせ】

昼間OLをしていて、夜も働いてます。マイナンバー制度が開始されると夜働いていることが昼の会社や周りにばれてしまうのでしょうか？また税金はどうなるのでしょうか？

【回答】

マイナンバー制度運用開始になっても、確定申告をして昼と夜の収入合計の住民税が行政から会社に特別徴収の通知書が送付されなければわからないと思います。夜のお仕事で税金が引かれていれば、とりあえず今のままでいいのではないのでしょうか？それにマイナンバー制度を導入されても全員の収入や税金の確認をするのは大変ですので、先々は統一されてくると思いますがすぐには出来ないと思います。

という説明にお問い合わせの方はとりあえず安心して帰られました。

ほとんどの方が**アルバイト収入を申告していない**事を気にされます。もちろん合わせて**確定申告をしなければなりません**。サラリーマンの場合は、給与所得とは別の収入は年間20万円までは申告の必要はありません。

アルバイトも給与所得になりますが、税金が天引きされていれば、一応税金は払っていることになりますのでひとまずよしというところでしょうか？

平成27年10月、国民の皆様一人ひとりにマイナンバー(個人番号12桁)が通知されます。

マイナンバー制度の運用は**来年1月から社会保障、税金、災害対策の行政の手続きで必要になります**。2018年を目途に銀行口座、医療機関のカルテ、などに拡大予定です。

将来は免許証、パスポート、クレジットカードへとリンクしていく予定となっています。

マイナンバー制度導入のメリットは、身分証明になる免許証やパスポートを持っていなくても**個人カードを身分証明書**として使えるようになることです。引っ越しをした時など電気、ガス、水道、様々な手続きを各窓口へする必要がありましたがマイナンバー制度になると1か所にマイナンバーを提出すればOKとなるそうです。

マイナンバー制度導入の目的の一つに**社会保険料の徴収の強化**があります。

今まで社会保険料の不払い未加入の全体を把握することが出来なかったのですが、マイナンバーと法人番号により給与から源泉を引いているのに社会保険に加入していない法人が判明しやすくなります。

社会保険未加入の給与所得者の保険料収入は15兆円くらいあるそうです。国税の収入を上げるためには仕方がありませんが、アベノミクスの恩恵を受けていない中小企業がまた苦しむことになりかねません。中小企業応援隊の私としては少々納得がいかないところです。

ありがとうございました。

(株)大成経営開発会長近藤記

経営まめ知識：『インバウンドビジネス』について



みなさま如何お過ごしでしょうか？いま熊本ですが、今年の九州の梅雨は当たり年ですね！！熊本本社事務所前の川が氾濫して道路が冠水したため、廃車同然になった従業員もいます。もう少しで暑い夏が、来ると思いますが・・・・・・・・。

ところで最近仕事していて感じている『インバウンド経営』について話しをさせて頂きたいと思います。みなさん『インバウンドビジネス』と聞いた事がありませんか？日本では、観光業がインバウンドビジネスとしての代表例です。実際はインバウンドとは、外から入ってくる人・モノ・金・情報・時間の事です。内向きな事です。その逆が、アウトバウンドです。

少子高齢化で人口減社会の日本では、パイが小さくなります。幸いな事に21世紀は、アジアの時代です。みなさまお気づきか分かりませんが、後進国が新興国となり益々発展して成長をのぎ合っているのが、アジアと世界の現状です。アジアを中心とした世界中で年収30万から300万の中流階級が、増えてきています。

10年以上前に経営コンサルタントの大前研一さんが、アジアお客様論を唱えていましたが、現実になりましたね。今まで誰も考えられなかった事です。円安効果もあり熊本県八代港には、4,000人もの乗客を乗せた世界最大級のクルーズ船が、今年だけでも10隻来るそうです。バス50台以上が横付けして観光だそうです。九州でこの状態ですが、東京圏や関西中部圏の外国人の多さとその経済効果は、今年2兆円をはるかに超える勢いではなでしょうか？



インバウンド事業とは、観光だけとみなさんお考えでしょうが、本当は違います。先ほどお話しした通り『海外から入ってくる人・モノ・金・情報・時間』と考えください。そのように考えると観光業だけではなく物販業・人材受け入れ事業・金融事業・不動産事業・IT業など全ての事業に影響しているのです。

もっと具体的にいうと旅館・ホテル・外国人労働者の受入採用・金融業・不動産業・IT業界などでも外国人を相手に事業をしている所が、顧問先様の中にもたくさんあります。時流に乗った業界、またはやり方というノウハウでビジネスしているという事です。

弊社のお客様は北海道から沖縄までありますので、全国的にインバウンドビジネスの相談が多くなり同時に日本中で始まっている事が実感できます。

弊社のお客様でもどこへ行っても、人員不足の事を全国的に聞きます。外国人を相手にした宿泊・物販サービスだけではなく人材受け入れの相談も多くなっています。国内のGDPを維持し、また中小企業においては成長しようとする人手不足は、今後の日本では慢性的に発生するものと考えられます。



弊社でもベトナム支社で記帳代行などのデータ入力（BPO事業）を行っていますが、人材受け入れ事業の相談も多くなっています。みなさまも『インバウンド経営』について考えてみては如何でしょうか？不明点など何かありましたら担当へお気軽にご相談ください。

最後になりましたが、今年も後半になりました。みなさま方の益々の発展をお祈りします。

創業の地：熊本県八代事務所にて



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>

💡 いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「路線価」

先日7月1日に「**路線価**」が公表されました。全国平均では7年連続の下落となりましたが、下げ止まり傾向が強まり、東京・大阪・愛知などの大都市圏では、海外からの投資資金の流入などを背景に去年よりも上昇しております。全国で最も路線価が高かったのは、**今年も東京・中央区銀座5丁目の「鳩居堂」前の銀座中央通り**で、昭和61年から30年連続となり、その額は**1平方メートル当たり2,696万円(坪8,900万円)**です。

熊本では、前年より下落幅は緩やかになっているとはいえ、23年連続の下落となっており、最高額は中央区手取本町・下通りで前年と同じく1平方メートル当たり115万円(坪380万円)です。今後、熊本市の中心商業地では、高値の取引がみられ、熊本都市圏以外では、人口減などから土地需要の回復が見込めず、価額の二極化がより一層みられると考えられます。

■路線価とは？

相続税や贈与税の計算時の土地の値段(評価)を決める時に使用するものです。

土地の値段といっても実際には、**売買取引時価(実勢価格)**や**公示価格**、**路線価**、**固定資産評価額**などといったいくつもの価格があります。その為、土地は**一物四価の商品**と言われております。

ただし、相続税や贈与税では土地の値段は**路線価**(実勢価格の70%~80%)で評価する事になっています。

■路線価が公表される時期は？

毎年7月1日です。

■路線価を確認するには？

税務署へ行けば無料で閲覧できますし国税庁のホームページで全国の路線価を検索する事ができます。

■どのようにして路線価が決まるのか？

毎年1月1日時点の評価で、**売買実例価額**、**地価公示価格**、**精通者意見価格**、**不動産鑑定士等による鑑定評価額**等をベースに決定されます。

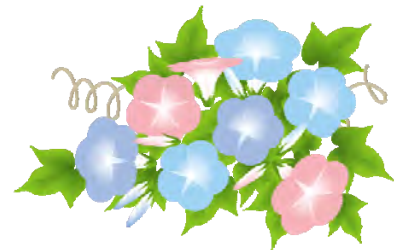
土地の相続税評価額に関する事で良くこんなお話をさせていただきます。

簡易的に土地の相続税及び贈与税の評価額を計算する方法として。

①路線価を用いて評価する方法

路線価×土地の面積

(路線価がない地域は倍率表によって計算します。)



②固定資産税評価額から評価する方法

不動産をお持ちの方は、お手元に自治体から固定資産税の納付書が5月頃に届いてると思われます。その納付書に土地の固定資産評価額があります。この**固定資産税評価額とは公示価格の約70%**です。

公示価格の80%がおおよそ相続税評価額だとすれば、

相続税評価額=固定資産評価額÷70%×80%

以上は、あくまで、簡易的な計算ですので、相続税や贈与税などを保証するものではありません。不動産だけで、相続税評価がどれくらいあるだろう?と思ったら計算をしてみても良いと思います。ただ、あくまで概算ですので、お悩みの方は是非ご相談ください。

 岡村 泰

編集後記：九州南部では平年の2倍以上の雨が降り、各地で記録的な大雨となっています。つい最近も滝のような雨で傘も役にたたず、びしょ濡れで会社に着きました。年々気象が激しくなっているような気がしています。恵みの雨ですがあまり一度に降られても困りものです。自然の猛威には勝てません。どうぞ皆様もお気を付けください。

